



平成 30 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ミ ダ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 板 橋 一 志
(コード番号：6564 名証第二部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 高 田 廣 明
(TEL.053-488-7173)

新規管理型最終処分場設置許可の取得について

平成 30 年 11 月 13 日付の「新規管理型最終処分場設置許可の進捗について」において公表しておりました新規管理型最終処分場につきまして、当社は、平成 30 年 12 月 20 日、静岡県浜松市より産業廃棄物処理施設設置許可証の交付を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件経緯

平成 30 年 11 月 13 日付の「新規管理型最終処分場設置許可の進捗について」において公表しましたとおり、当社グループは新規管理型最終処分場の設置計画を推進しており、許可取得に向けて着実に手続きを進めてまいりました。

この度、当社は平成 30 年 12 月 20 日付で静岡県浜松市より下記設置許可証の交付を受けるに至りました。なお、当該最終処分場の土地につきましては、平成 20 年 12 月 10 日に設置許可証の交付を条件とした売買契約を結んでおり、本件と同時に取得するに至りました。

2. 設置許可の概要（最終処分場）

許 可 年 月 日	平成 30 年 12 月 20 日
施 設 の 種 類	管理型最終処分場
処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第 2 条第 13 号廃棄物、特定有害廃石綿等 以上 16 種類
設 置 場 所	浜松市北区引佐町奥山 1 3 9 7 番 1 9 5 他 3 5 筆
処 理 能 力	埋立面積：104,458 m ² 埋立容量：3,125,591 m ³

4. 今後のスケジュール

平成 31 年 1 月に工事を開始する予定であり、平成 34 年 4 月（2022 年 4 月）以降の稼働を予定しております。なお、稼働後の埋立期間は約 30 年を予定しております。

5. 業績の見通し

本件設備の稼働開始は平成 34 年 4 月（2022 年 4 月）以降を予定していることから、当期の業績への影響は軽微の見通しです。

以上

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年12月20日

住所 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
 名称 株式会社 ミダック
 代表者の氏名 代表取締役 矢板橋 一志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

浜松市長 鈴木 康友



許可の年月日	平成30年12月20日	許可番号	第180214321号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第14号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）、政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃石綿等 以上16種類		
設置場所	浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆		
処理能力	埋立面積 104,458 m ² 埋立容量 3,125,591 m ³		
許可の条件	****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		